



平成 20 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アサカ理研  
代表者名 代表取締役社長 山田 慶太  
( J A S D A Q ・ コード 5 7 2 4 )  
問合せ先 執行役員管理本部長 鈴木 忍  
電話 0 2 4 - 9 4 4 - 4 7 4 4

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 12 月 19 日開催予定の第 41 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、労働者派遣事業を事業目的に追加する。(変更案第 2 条)
- (2) 監査体制の一層の強化・充実及びコーポレート・ガバナンスの確立・整備を図るため、監査役会及び会計監査人を新設する。(変更案第 4 条)
- (3) 今後の事業拡大に伴う資金調達に備えるため、発行可能株式総数を増加する。(変更案第 6 条)
- (4) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行及び株主への利益還元を目的として、取締役会決議により自己の株式を取得することができる旨の規定を新設する。(変更案第 9 条)
- (5) 株主総会の招集地を明確にするため、招集地の規定を追加する。(変更案第 13 条第 2 項)
- (6) 今後、株主の皆様に対して効率的かつ多様な情報の提供を行うことができるようにするため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を新設する。(変更案第 16 条)
- (7) 監査役会の設置に伴い、現行定款「第 5 章 監査役」を「第 5 章 監査役及び監査役会」に改め、常勤の監査役の選定、招集方法、及び監査役会規程の新設・適用について新設する。(変更案第 32 条、第 33 条及び第 34 条)
- (8) 現行定款を全般的に見直して、条数の変更、字句の修正及び表現の一部変更を行う。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 12 月 19 日 (金) (予定)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 12 月 19 日 (金) (予定)

以 上

## 別紙

(下線部は変更箇所を示しております。)

変更案	現行
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条(商号) (現行どおり)</p>	<p>第1条(商号) 当社は、株式会社アサカ理研と称する。また英文表記は、Asaka Riken Co.,Ltd.とする。</p>
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 無機工業薬品、無機材料の製造及び販売</p> <p>(2) 各種工業製品からの非鉄金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>(3) 希少金属(リチウム、コバルト、タンタル、インジウム等)原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>(4) 貴金属地金の加工、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>(5) 貴金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>(6) 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入、保守管理ならびに賃貸</p> <p>(7) 産業廃棄物の収集、運搬及び処理・処分業務</p> <p>(8) 電子部品等の洗浄、回収及び再生</p> <p>(9) 精密機器部品等の製作、洗浄、再生及び修理</p> <p>(10) 毒物劇物の製造及び販売</p> <p>(11) コンピューターソフトウェアの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</p> <p>(12) コンピューター応用システムの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</p> <p>(13) 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供</p> <p>(14) 電気通信機械器具及び電気通信に係わるシステム及びソフトウェアの製造、保全、売買、賃貸、輸出入</p> <p>(15) 情報通信システムの企画、設計、管理運営に関する導入指導ならびに保守管理</p> <p>(16) 電気通信、情報処理に係わる講習会、シンポジウム、セミナー等の開催</p> <p>(17) 情報処理システムの操作運用に関する教育</p> <p>(18) 広告全般に伴う企画、立案、制作及び管理</p> <p>(19) 新聞及びテレビの広告ポスター、パッケージ、チラシ、看板の企画、立案、制作及び管理</p> <p>(20) イベントの企画、立案、進行、ディスプレイデザイン、コーディネイト及び管理</p> <p>(21) インターネットのホームページ制作、デザイン、それらに伴う立案及び管理</p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 無機工業薬品、無機材料の製造および販売</p> <p>2 各種工業製品からの非鉄金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>3 希少金属(リチウム、コバルト、タンタル、インジウム等)原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>4 貴金属地金の加工、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>5 貴金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</p> <p>6 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入、保守管理ならびに賃貸</p> <p>7 産業廃棄物の収集、運搬および処理・処分業務</p> <p>8 電子部品等の洗浄、回収および再生</p> <p>9 精密機器部品等の製作、洗浄、再生および修理</p> <p>10 毒物劇物の製造および販売</p> <p>11 コンピューターソフトウェアの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</p> <p>12 コンピューター応用システムの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</p> <p>13 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供</p> <p>14 電気通信機械器具および電気通信に係わるシステムおよびソフトウェアの製造、保全、売買、賃貸、輸出入</p> <p>15 情報通信システムの企画、設計、管理運営に関する導入指導ならびに保守管理</p> <p>16 電気通信、情報処理に係わる講習会、シンポジウム、セミナー等の開催</p> <p>17 情報処理システムの操作運用に関する教育</p> <p>18 広告全般に伴う企画、立案、制作および管理</p> <p>19 新聞およびテレビの広告ポスター、パッケージ、チラシ、看板の企画、立案、制作および管理</p> <p>20 イベントの企画、立案、進行、ディスプレイデザイン、コーディネイトおよび管理</p> <p>21 インターネットのホームページ制作、デザイン、それらに伴う立案および管理</p>

変更案	現行
<p>(22) 企業の依頼による企業方針及び企業イメージ向上のための<u>全てのデザイン</u>等に関する企画、立案、制作、指導及び管理</p> <p>(23) 通信媒体及び情報ネットワークに伴うデザイン企画、立案、制作及び管理</p> <p>(24) 水処理用ろ材及びその周辺薬剤の製造、販売ならびに研究開発</p> <p>(25) ろ過装置及びその周辺設備の設計、製造、販売ならびに研究開発</p> <p>(26) ろ過装置及びその周辺設備のメンテナンス</p> <p>(27) 水道施設工事</p> <p>(28) ろ過装置及びろ過池の調査、コンサルタント</p> <p>(29) 労働者派遣事業</p> <p>(30) 前記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p><u>22</u> 企業の依頼による企業方針および企業イメージ向上のための<u>すべてのデザイン</u>等に関する企画、立案、制作、指導および管理</p> <p><u>23</u> 通信媒体および情報ネットワークに伴うデザイン企画、立案、制作および管理</p> <p><u>24</u> 水処理用ろ材およびその周辺薬剤の製造、販売ならびに研究開発</p> <p><u>25</u> ろ過装置およびその周辺設備の設計、製造、販売ならびに研究開発</p> <p><u>26</u> ろ過装置およびその周辺設備のメンテナンス</p> <p><u>27</u> 水道施設工事</p> <p><u>28</u> ろ過装置及びろ過池の調査、コンサルタント (新設)</p> <p><u>29</u> 上記各号に付帯する一切の業務</p>
<p>第3条(本店の所在地) (現行どおり)</p>	<p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を福島県郡山市に置く。</p>
<p>第4条(機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役 (新設) (新設)</p>
<p>第5条(公告方法) (現行どおり)</p>	<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>10,200,000</u> 株とする。</p>	<p>第6条(発行可能株式数) 当社の発行可能株式数は <u>8,200,000</u> 株とする。</p>
<p>第7条(株券の発行) (現行どおり)</p>	<p>第7条(株券の発行) 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>1 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

変更案	現行
<p>第9条(自己の株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第10条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第9条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第11条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第12条(株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第11条(株主名簿管理人)</p> <p>1 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第13条(株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、福島県内にて招集する。</p>	<p>第12条(株主総会の招集)</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度が終了した日の翌日から3ヶ月以内に招集し</u>、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>
<p>第14条(定時株主総会の基準日)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>第13条(定時株主総会の基準日)</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>第15条(招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>	<p>第14条(招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わり、<u>取締役会の全員に事故がある時は出席株主中から選任された者がこれに代わる。</u></p>

変更案	現行
<p>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第17条(決議)</p> <p>株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。ただし、法令又は本定款に別段の定めがある場合はこの限りではない。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数で行う。</p>	<p>第15条(決議)</p> <p>1 株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第18条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>	<p>第16条(議決権の代理行使)</p> <p>1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第19条(取締役の員数)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>第17条(取締役の員数)</p> <p>当会社の取締役は、9名以内とする。</p>
<p>第20条(取締役の選任)</p> <p>当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条(取締役の選任)</p> <p>1 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第21条(取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第19条(取締役の任期)</p> <p>1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

変更案	現行
<p>第22条(取締役会の招集)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>第20条(取締役会の招集)</p> <p>1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対し、取締役会の日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>第23条(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から社長を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により会社を代表する。取締役を定めることができる。</p> <p>3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>第21条(代表取締役および役付取締役)</p> <p>1 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から社長を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p>
<p>第24条(取締役会)</p> <p>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>第22条(取締役会)</p> <p>1 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>
<p>第25条(取締役会の決議)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>第23条(取締役会の決議)</p> <p>取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。</p>
<p>第26条(取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第24条(取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条(取締役の報酬等)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>第25条(取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議により定める。</p>
<p>第28条(社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p>	<p>第26条(社外取締役の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。</p>

変更案	現行
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 監査役
第 29 条(監査役の員数) (現行どおり)	第 27 条(監査役の員数) 当社の監査役は5名以内とする。
第 30 条(監査役の選任) (現行どおり)	第 28 条(監査役の選任) 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第 31 条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第 29 条(監査役の任期) 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第 32 条(常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(新設)
第 33 条(監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	(新設)
第 34 条(監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(新設)
第 35 条(監査役の報酬等) (現行どおり)	第 30 条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。
第 36 条(社外監査役の責任免除) (現行どおり)	第31条(社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計とする。

変更案	現行
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>第 37 条(事業年度) (現行どおり)</p>	<p>第 32 条(事業年度) 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</p>
<p>第 38 条(剰余金の配当の基準日) 当社は、株主総会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>第 33 条(剰余金の配当の基準日) 1 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>第 39 条(中間配当) (現行どおり)</p>	<p>第 34 条(中間配当) 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第 40 条(配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 2 <u>金銭による未払いの剰余金の配当</u>には利息をつけないものとする。</p>	<p>第 35 条(配当金の除斥期間) 1 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 2 <u>未交付の配当財産</u>には利息をつけないものとする。</p>

以上